

マイナンバー法に関する検討事項について

2021年11月22日

デジタル庁

各行政手続に対する調査状況について

I

I. 行政手続の棚卸調査（旧IT総合戦略室において毎年実施）

各省の所管する法令等に基づく全手続として、約62,000手続。

II

II. 添付書類の省略の可能性調査（令和3年3月実施）

I. の手続のうち、国民に対し、申請等の際に「個人に係る証明書等」の提出を求めている手続を調査し、約11,000手続を特定。

III

III. 添付書類の省略の可能性調査（令和3年6月実施）

II. の手続のうち、「個人に係る証明書等」について、情報連携拡大等により省略可能な手続を調査。

この結果、①住民票の写し約1,040手続、②戸籍謄抄本約580手続、③所得証明書等約140手続、を特定。

IV

IV. マイナンバー等利用の意向調査（令和3年10月実施）

III. の手続のうち、法改正を行い、マイナンバーを用いた情報連携又は住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、各省庁が添付書類の省略を行うか否かの意向を調査。

この結果、一部の事務については、添付書類省略の意向の回答有り。

【次ページ以降詳細】

マイナンバー等利用の意向調査結果について (1/2)

意向回答のあった手続【11月18日時点】

【住民票の写し】 684手続

- 人事院：扶養親族届に関する証明書類など
- 警察庁：運転免許取得者教育の認定の申請、安全運転管理者等の選任又は解任の届出など
- 金融庁：協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出、日本損害保険協会・代申支社による損害保険代理店の登録、変更、廃業等又は役員・使用人の届出など
- 消費者庁：適格消費者団体の認定の申請に係る事項の変更の届出など
- 総務省：届出電気通信事業者の氏名等の変更の届出など
- 法務省：供託の申請、供託物の払渡請求、在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請、在留期間更新許可の申請、永住許可の申請、在留資格取得許可の申請など
- 外務省：日本国面会交流援助申請など
- 財務省：通関業法に基づく通関業の許可など
- 厚生労働省：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく販売従事登録の申請、健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届など
- 農林水産省：遊漁船業者の変更の届出など
- 経済産業省：情報処理安全確保支援士の登録申請など
- 国土交通省：運行管理者資格者証の交付、検査対象外軽自動車の届出済証の記載事項の変更届出、小型船舶操縦士の免許、道路運送法に基づく運行管理者試験、貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験など
- 環境省：浄化槽清掃業の許可など
- 防衛省：防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく住宅の防音工事の助成など

【戸籍謄抄本】 242手続

- 人事院：扶養親族届に関する証明書類など
- 内閣府：災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給など
- 消費者庁：独立行政法人国民生活センター法に基づく和解の仲介の申請など

(以下次ページ)

※なお、各省からの回答については前提等について留意事項（現時点での回答であり、今後の検討の中で変更となる可能性がある等）がある場合がある。

マイナンバー等利用の意向調査結果について (2/2)

意向回答のあった手続【11月18日時点】

【戸籍謄抄本】 ※続き

- 総務省：恩給の失権時給与金の請求など
- 法務省：在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請、在留期間更新許可の申請、永住許可の申請、在留資格取得許可の申請など
- 財務省：相続時精算課税の選択届出、相続税申告、贈与税申告など
- 厚生労働省：労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの死亡等の報告など
- 農林水産省：森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の作成の申出など
- 経済産業省：中小企業倒産防止共済法に基づく解約手当の請求、小規模企業共済法に基づく共済金の請求など
- 国土交通省：建設業の許可、小型船舶操縦士の免許など
- 環境省：石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定の申請など
- 防衛省：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく住宅の防音工事の助成など

【所得証明書等】 59手続

- 人事院：扶養親族届に関する証明書類
- 内閣府：拉致被害者等給付金の支給の申請など
- 警察庁：犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定の申請
- 総務省：恩給法に基づく扶助料請求など
- 法務省：在留資格認定証明書の交付申請、在留資格変更許可の申請、在留期間更新許可の申請、永住許可の申請、在留資格取得許可の申請など
- 財務省：贈与税申告など
- 農林水産省：国有林野の管理経営に関する法律に基づく減免の申請など
- 国土交通省：建設業の許可など
- 防衛省：合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令に基づく損害賠償請求書の提出など

※なお、各省からの回答については前提等について留意事項（現時点での回答であり、今後の検討の中で変更となる可能性がある等）がある場合がある。

前回WGでのマイナンバーの利用及び利用範囲に関する主なご指摘

1. 徹底的にユーザー目線で評価する視点で考えるべき。
2. 現状の情報提供NWSやマイナポータルなど、システムの利用が進むようにすべき。
3. マイナンバーとマイナンバーカードは区別し、それぞれの利用方法から考えるべき。マイナンバーカードではできないことについて、マイナンバーで対応すべき。
4. 本人が自らの情報について利用を同意したときには、プッシュ型のサービスができるようにすべき。
5. 個人情報の保護に関する制度とあわせて議論を深めるべき。

など

前回WGでのマイナンバーの利用及び利用範囲に関する主なご指摘

1. 徹底的にユーザー目線で評価する視点で考えるべき。
2. 現状の情報提供NWSやマイナポータルなど、システムの利用が進むようにすべき。

(補足)

- ・ユーザー目線で、マイナンバーの利用範囲やその利用方法を考える必要。
- ・主にマイナポータルは、本人によるシステム利用を増やす観点から、（行政の視点ではなく）本人の視点で有益といえる情報の確認などができる必要。
- ・主に情報提供NWSは、情報連携の範囲を増やす場合も、連携件数が十分に見込まれる事務分野とする必要。
- ・なお、情報提供件数については、平成29年7月から令和3年9月まで累計3億件、令和3年7月には一月当たり過去最大で約4,500万件となっている。

前回WGでのマイナンバーの利用及び利用範囲に関する主なご指摘

3. マイナンバーとマイナンバーカードは区別し、それぞれの利用方法から考えるべき。マイナンバーカードではできないことについて、マイナンバーで対応するべき。
4. 本人が自らの情報について利用を同意したときには、プッシュ型のサービスができるようにするべき。

- ・ マイナンバーは、その利用範囲をマイナンバー法において規定し、法律の目的のために利用。マイナンバーの利用により、異なる行政機関にある特定個人情報について識別可能となり、迅速な情報連携が実現。
- ・ 一方、マイナンバーカード、特にそのICチップに搭載される公的個人認証サービスは、本人が同意することを前提に、民間利用も含め、幅広く利用が可能。
- ・ 現在、マイナンバーを利用する情報については、マイナポータルを通じて自己情報として、本人が確認し、またAPIを通じて提供することは可能。
- ・ プッシュ型でサービスをする場合、サービス提供のために必要な情報は、事前の登録及び情報連携による取得ができることが必要。

5. 個人情報の保護に関する制度とあわせて議論を深めるべき。

- ・ 現在のマイナンバー制度では、制度面及びシステム面で対策を講じており、制度面では、①マイナンバーを取り扱う者に対する漏えい防止などの安全管理措置の義務付け、②不正アクセス行為等に対する刑事罰の強化、③個人情報保護委員会による必要な指導など、法律上の担保。
- ・ システム面では、①各行政機関等で分散管理すること、②情報連携の際は連携する機関ごとに異なる暗号化された符号を利用し、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすること、など個人情報の保護を十分考慮した措置をとる。